



目 次

規 則	ページ
◎高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例の施行の日を定める規則	1
◎高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則	1
◎高知県訓練手当支給規則の一部を改正する規則	1

規 則

高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例の施行の日を定める規則をここに公布する。

平成30年6月29日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第54号

高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例の施行の日を定める規則

高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例（平成29年高知県条例第44号）附則の規定に基づき、同条例の施行の日は、平成30年7月2日とする。

高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年6月29日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第55号

高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例施行規則（平成27年高知県規則第85号）の一部を次のように改正する。

第11条の次に次の1条を加える。

第11条の2 条例別表第1（9）の2の項の規則で定める事務は、県が実施する私立の小中学校等に在学する児童生徒であって低所得世帯に属するものに対する教育に係る経済的負担の軽減に要する費用に係る補助金の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

附 則

この規則は、平成30年7月2日から施行する。

高知県訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年6月29日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第56号

高知県訓練手当支給規則の一部を改正する規則

高知県訓練手当支給規則（昭和50年高知県規則第36号）の一部を次のように改正する。

別表中「両眼」を「視力の良い方の眼」に、「の和が0.08」を「が0.07以下のもの又は視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁」に改める。

附 則

この規則は、平成30年7月1日から施行する。